日本遺産「丹後ちりめん回廊」海外発信及び広域周遊による産業観光促進業務委託 企画提案(プロポーザル)実施要領

> 令和元年7月5日 一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社(以下、海の京都 DMO)では、日本遺産「丹後ちりめん回廊」海外発信及び広域周遊による産業観光促進業務の委託について、 次のとおり募集しますので、参加希望者は下記の事項に従い応募してください。

記

1 趣 旨

「丹後ちりめん回廊」のストーリーや構成文化財、丹後ちりめん等の織物シルク関連商品の歴史的・文化的価値等を海外に PR するため、民間事業者と連携し、海外個人旅行者(FIT)をターゲットとした SNS 向け動画を製作・配信する。

また、クロスメディアを活用し、丹後地域の構成文化財や観光コンテンツを広域的に周遊できる仕組みを構築することで、「丹後ちりめん回廊」への観光需要を喚起し、日本遺産の認知度向上や、丹後地域への新たな観光需要の創出、織物・シルク産業の販路拡大を図ることを本年度の目的としている。

本年度3年目となる日本遺産事業において、補助事業終了後も継続して日本遺産「丹後ちりめん回廊」を中心とした海の京都エリアの産業文化遺産を軸とした海外プロモーションや広域周遊による産業観光化を複数年度にわたり展開していくことを踏まえ、観光地域づくりに資する連携事業に取り組む協力企業を選定するため、民間業者から、別紙仕様書のとおり、企画提案をプロポーザルにより募集する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

日本遺産「丹後ちりめん回廊」海外発信及び広域周遊による産業観光促進業務

- ① 令和元年度日本遺産「300 年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」魅力発信事業 に係る企画提案・実施
 - ※詳細は、別紙「業務委託仕様書」のとおり
 - ・日本遺産「丹後ちりめん回廊」海外発信事業
 - ・日本遺産「丹後ちりめん回廊」広域周遊事業
 - •日本遺産「丹後ちりめん回廊」人材活用事業
- ② 令和元年度~令和3年度の3年間で実施する連携事業に係る企画提案 「日本遺産「丹後ちりめん回廊」を活かす取組に係る計画」の目的を踏まえ、新たに 海の京都地域の産業文化遺産として発展させ、観光地域づくりに資する3年間の事業 展開・推進体制等企画提案
 - ※提案書及び見積書の作成は、①~②の項目ごとに作成すること。

(2) 協賛

企業が自主的に取り組む事業業務を提案して下さい。 うち出資を含む協賛を検討いただく場合には出資金額も含めて、提案して下さい。 ただし、出資については、3年間の連携事業に係る令和2年度以降での提案でも可と する。

(3) 上限価格

8,500,000円(消費税込み)以内 を委託予算とする。

ただし、出資金を提案した場合には別途計上する。

(4) 契約期間

契約締結日から令和2年3月20日(金)まで (業務完了報告書の提出を含む。)

3 応募する者に必要な資格その他の注意事項

- (1) 法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって、過去5年間に同種の業務の履行 実績を有し、次のすべての要件を満たすこと。ただし、下記②③において、京都府の入 札参加資格を求めるものではない。
 - ① 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4の規定により、京都府の入札参加資格を取り消されていないこと。
 - ③ 京都府から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
 - ④ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、 同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益 となる活動を行う者でないこと。
 - ⑥ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
 - ⑦ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3 条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に 認定された日から2年を経過しない者でないこと。
 - ⑧ 団体又はその代表者が本業務に関連する法律に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (2) 2者以上による共同提案については、何れかを代表者として応募する。

4 応募手続き

(1) 参加意向の表明

本提案募集に参加を希望される場合は、令和元年7月12日(水)17時までに参加意向申出書(様式1)に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXで連絡すること。 E-mai l: info@uminokyoto.jp FAX:0772-68-5056

(2) 提案制作に関する質問

提案制作等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

- ① 質問期限 令和元年7月16日(火)17時
- ② 質問方法電子メール又はFAXにより提出すること。 E-mail:info@uminokyoto.jp FAX:0772-68-5056
- ③ 回答日 令和元年7月17日(水)まで
- ④ 回答方法 参加者全員に対して行い、業務に関する内容は仕様書として扱う。

(3) 企画提案書の提出

(様式2)に、以下のすべての書類を添付して提出すること。

	提出書類名	部数	内容等	備考
1	参加申請書	1		様式1
2	企画提案書	5		様式任意 (A4)
3	見積書	5	積算根拠が明確になるよう具 体的に記述すること。	様式任意 (A4)
4	会社概要	5	会社案内(パンフレット等)また は様式3	
5	企画業務受託実績	5	同種業務の制作実績	様式任意 (A4)

(4) 提出先

以下に提出すること(郵送又は持参のいずれでも可)。

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野226 京丹後市役所大宮庁舎内 TEL.0772-68-5055

(5) 提出期限

令和元年7月19日(金)17時(必着)

(6) 応募書類の取扱い

- ① 提出された応募書類等は返却しない。
- ② 提出された応募書類等は、審査の必要上複製を作成することがある。

(7) 失格事項

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ① 各書類の提出期限を過ぎた場合
- ② 実施要領に定める手続き等に違反した場合
- ③ 提案書等に虚偽の記載をした場合

(8) その他

- ① 提案に関して必要となる費用は提案者の負担とする。
- ② 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- ③ 参加意向申出書又は企画提案書を提出した後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、書面にて申し出ること。

5 契約の相手方の特定

(1) 特定方法

審査として、企画提案書及び見積書(以下企画提案書等という)について、次の審査を行い、採用候補となる企画提案等を選定する。

- ※ 提出物の内容について、別途問い合わせる場合がある。
- ※ なお、すべての提案を評価した結果、何れも選定しない場合がある。 提出書類の作成、提出等に要する経費は、応募者において負担するものとする。 (評価項目)
- ① 提案内容の妥当性、
- ② 作業計画の妥当性、効率性
- ③ 調査遂行能力(業務実績等)
- ④ 経費見積

(2) 特定と結果の通知

最も高い評価を受けたものを本業務の委託契約の相手方として特定する。 特定後、すべての応募者に対し、特定、非特定の旨を通知する。

(3) 特定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

- ① 提出者が応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

6 契約及び契約条件など

(1) 契約

上記6により特定された者を、本業務の委託契約候補者とする。

(2) 契約条件など

契約条件については、委託契約候補者と海の京都 DMO との間で提案内容を確認する場を設け、実施内容について精査・調整したうえで、最終的な契約内容及び金額を確定するものとする(提案内容及び見積額でそのまま契約を行うものではない。)

- ① 本業務は、候補者の提案内容及び上記の協議内容を踏まえて実施する。
- ② 提案内容とその見積については、提案内容を見積金額で実施できることを確約したものとみなす。

7 スケジュール

募集開始予定令和 元年 7月 5日(金)参加意向の表明期限令和 元年 7月12日(金)17時質問書の提出期限令和 元年 7月16日(月)17時質問書への回答令和 元年 7月17日(水)まで企画提案書等の提出期限令和 元年 7月19日(金)17時

8 その他

日本遺産「丹後ちりめん回廊」に関する基礎知識は、「丹後ちりめん回廊」ホームページ(http://www.tangochirimen.jp/)、海の京都に関する基礎知識は、海の京都DMOホームページ(http://www.uminokyoto.jp/)でご確認ください。